

市税等の延滞金及び還付加算金の割合について

国税における延滞金等の割合の改正に合わせ、平成 26 年 1 月 1 日以後の期間に対応する市税等における延滞金及び還付加算金の割合は以下のとおりです。

- ・延滞金の割合

特例基準割合に年 7.3%を加算した割合とします。(納期限の翌日から 1 ヶ月を経過する日までの期間については、特例基準割合に年 1 %を加算した割合)

- ・還付加算金の割合

特例基準割合とします。

- ・特例基準割合の定義

各年の前々年 10 月から前年 9 月までにおける国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利の平均割合(平成 27 年中は 0.8%)に、年 1 %を加算した割合

	本則	現行の特例 (注 1)	平成 26 年中 の割合		平成 27 年中 の割合
延滞金 (納期限 1 ヶ月経過後)	14.6%	特例基準割合 + 7.3%	9.2%	→	9.1%
延滞金 (納期限後 1 ヶ月以内)	7.3%	特例基準割合 + 1 %	2.9%	→	2.8%
還付加算金	7.3%	特例基準割合	1.9%	→	1.8%

(注 1) 特例の割合が本則の割合を超える場合は、本則の割合とします。